議案第23号

大阪市都市景観条例の一部を改正する条例案

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第２条　［略］
２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［⑴～⑸　略］
<u>⑹　まちなみ創造区域　市民等と本市との対話により、市民等の創意工夫を生かした良好な都市景観の形成に関する取組を推進する区域として、市長が景観計画に定める区域をいう。</u>
<u>⑺</u>　基本届出区域　景観計画区域のうち、<u>重点届出区域及びまちなみ創造区域</u>以外の区域をいう。
別表（第16条関係）
<table><tr><th>（あ）</th><th colspan="2">（い）</th><th>（う）</th></tr><tr><td>まちなみ創造区域
基本届出区域</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td colspan="4">［略］</td></tr></table></td><td>（定義）
第２条　［同左］
２　［同左］
［⑴～⑸　同左］
［新設］
<u>⑹</u>　基本届出区域　景観計画区域のうち、<u>重点届出区域</u>以外の区域をいう。
別表（第16条関係）
<table><tr><th>（あ）</th><th colspan="2">（い）</th><th>（う）</th></tr><tr><td>基本届出区域</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr><tr><td colspan="4">［同左］</td></tr></table></td></tr>
</table>

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月９日提出

大阪市長　　横　山　英　幸

説　明

景観計画の変更に伴い、まちなみ創造区域内における景観法の規定に基づく届出を要しない行為を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。